



プレスリリース

2009年2月5日

シーシェパードが繰返し日本の調査船を襲撃

本日日本時間午前、シーシェパード活動家らは南極海における鯨類捕獲調査に従事している調査船に対して執拗な攻撃を新たに加えた。シーシェパード船スティーブ・アーウィン号は2月1日から調査船団に付き纏って妨害を繰返している。

日本時間10時30分、調査船団が捕獲を伴わない目視調査を実施していたところ、シーシェパードのゴムボート2艇が調査母船日新丸に対して酪酸入りと思われる瓶を投擲し攻撃したが、これら投擲物は全て海没した。

日本時間11時30分頃の攻撃はスティーブ・アーウィン号に付属する2隻のゴムボートから目視採集船勇新丸に対して行われ、複数の酪酸瓶が投入されたほか、プロペラの不動作を狙うロープ襲撃も2回にわたって仕掛けられた。これらのうち勇新丸乗組員がロープ一本を回収した。

また、日本時間12時30分頃及び14時頃スティーブ・アーウィン号から、勇新丸及び第2勇新丸に向けて、複数回信号弾のような発射物が撃たれた。

ゴムボートは、また日本時間13時頃から第3勇新丸に対しても酪酸入りと思われる瓶を投擲し、ロープ襲撃を行なった結果、ロープは一時第3勇新丸の舵に絡まった。スティーブ・アーウィン号からも100mにわたるもやい網が流されたが、調査船団に被害は出なかった。

これらの攻撃は日本時間15時頃まで続いた。

我が方調査船は、双方の船と乗組員の安全、とりわけ小型ボート上の活動家らの安全を最大限確保するために、放水等で活動家らの無謀な操船・調査船への接近を思いとどまらせるように努力した。調査船乗組員に怪我人等はない。

日本鯨類研究所森本稔理事長は日本政府及び関係各国に対して、「このような海上交通への脅威が放置されることのないよう、関係当局が速やかに適切な措置を講じることをあらためて強く求める」と述べた。

国際捕鯨取締条約（ICRW）の第8条はIWC加盟国が科学調査の目的のため鯨類捕獲の特別許可を発給することができることと明確に規定している。同条約はIWCの規則が科学的根拠に基づくべきと義務付けており、鯨類資源の科学調査を行なうことは条約目的の実現にとって不可欠である。

了